

02

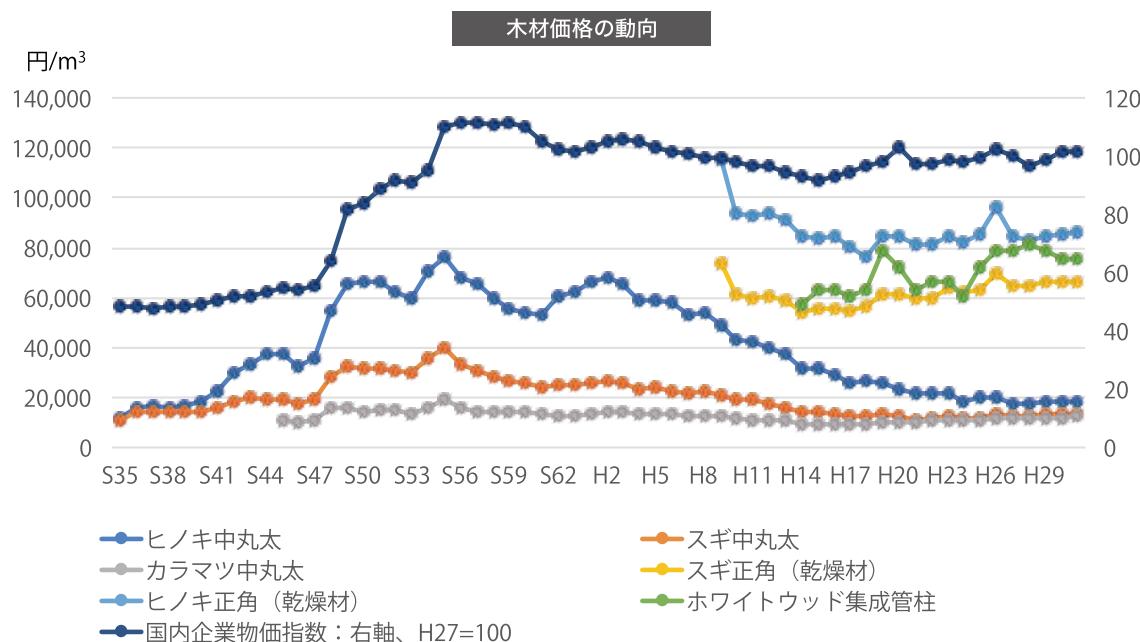


第2編

社会情勢の変化と
森林・木材との関わり

1 木材価格の下落

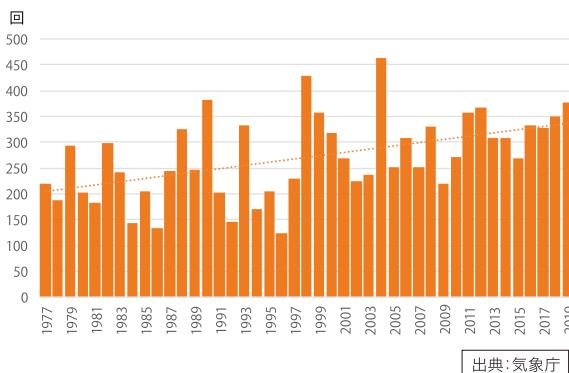
- スギ・ヒノキの素材価格は、外国産木材の完全自由化や住宅の建築様式の変化による需要の減少などにより、昭和55(1980)年をピークに下落してきました。昭和62(1987)年から住宅需要を中心とする木材需要の増加により若干上昇したものの、平成3(1991)年からは再び下落し、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。
- このような状況下において、林業・木材産業を持続的に発展させるためには、森林の多面的機能を發揮させるための新たな森林環境管理に取り組むとともに、これまで以上に、施業の集約化や路網の整備などにより生産効率を高めていくことが必要です。



2 災害の発生(地球温暖化)

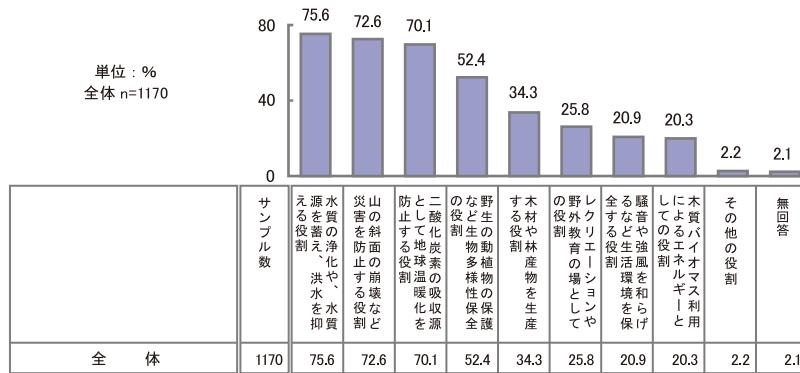
- 土砂の流出や崩壊などの災害は、一度に降る雨の量が多くなることで発生のリスクが高まると考えられています。近年、日本では1時間降水量80mm以上の年間発生回数が増加傾向にあり、令和2年7月豪雨、平成30年7月豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨、平成26年8月豪雨などにより大きな災害が発生しました。本県においても平成23年9月に記録的な豪雨にみまわれ、紀伊半島大水害が発生しました。
- これらの豪雨災害の背景には、地球温暖化による海水温度の上昇などの影響があると考えられており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨災害のリスクが更に高まることが予測されています。
- 奈良県森林環境税県民等意識調査(令和元年度実施)では、森林に対して期待する役割の上位に「洪水を抑える役割」、「崩壊などの災害を防止する役割」、「二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を防止する役割」が入っています。
- このようなことから、災害防除、温暖化対策に寄与するためにも、森林の整備、環境管理に積極的に取り組む必要性が一層高まっています。

1時間降水量80mm以上の年間発生回数(全国)



出典:気象庁

県民の森林に期待する役割(県民意識調査:令和元年)



出展:森林整備課

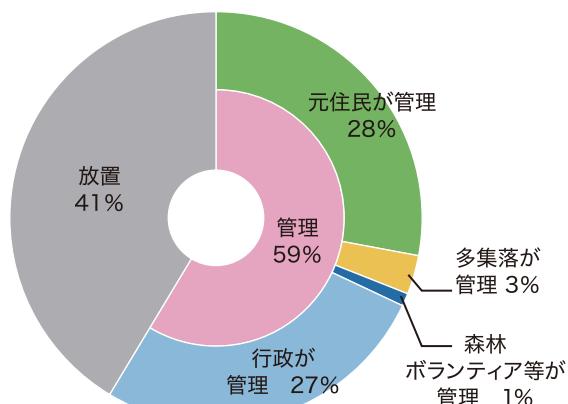
3

森林機能の低下(施業放置)

○森林は、水源のかん養、山地災害の防止、土壤の保全、生物多様性の保全など公益的な機能を持っています。県北部低地には照葉樹林・落葉広葉樹林、南部吉野山地の低山部にはスギ・ヒノキの人工林、高山部には温帯性落葉広葉樹林、亜高山帶針葉樹林といったように、県内には多様な森林が存在し、これら森林の持つ公益的機能は県民の生活・経済にとって無くてはならないものとなっています。

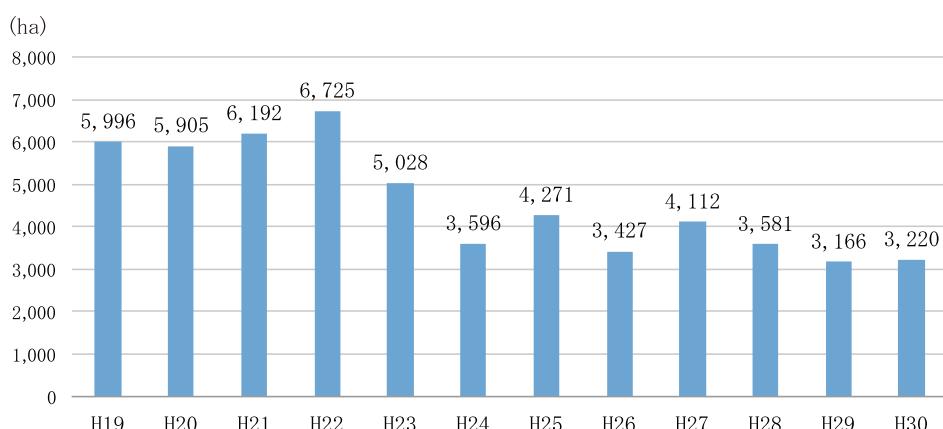
○一方、長引く林業の不振、森林管理の担い手の減少等により、人工林の森林整備面積が減り続け、適切に管理されていない森林が多く見られるようになりました。人工林がこのまま管理されない状態が続くと、樹冠が閉鎖し土壤に光が届かなくなることで下層植生が衰退するほか、幹の細長い所謂モヤシ状の森林となり、森林の持つ公益的機能が低下することになります。

消滅集落跡地における森林の管理状況



出典：国土交通省及び総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」（平成28年3月）

奈良県の森林整備(間伐)面積の推移



出典：林業振興課

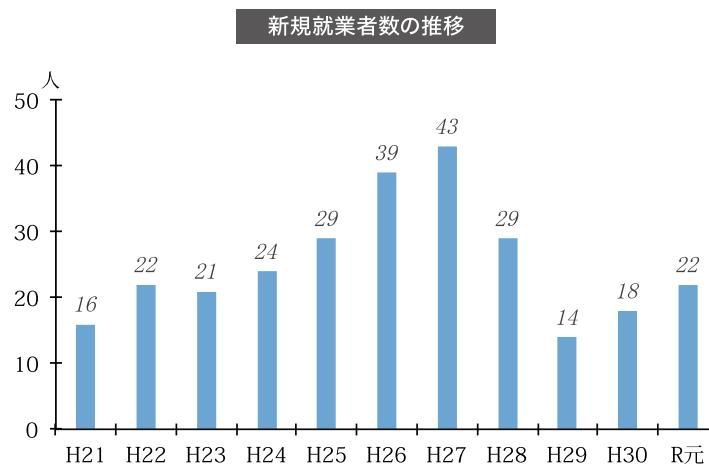
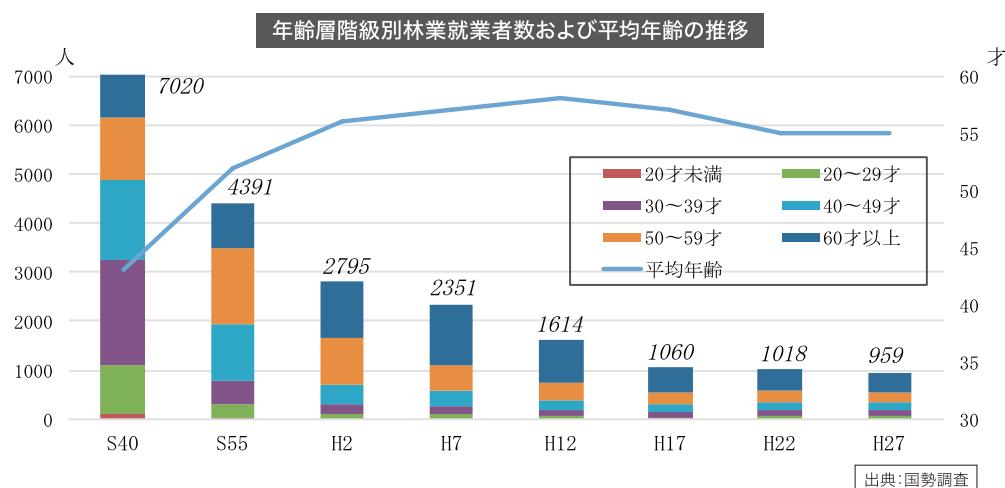
4

林業就業者の減少

○県内の林業就業者数は、昭和40年度には7,020人でしたが、その後、減少が続き、平成27年度には1,000人を割り込み959人となりました。また、林業就業者の平均年齢は、昭和40年度は43才でしたが、その後、高齢化が進み平成12年度には58才となりました。その後はやや若返り、平成27年度は55才となっています。60才以上の林業就業者の割合は、最も割合が高かった平成12年度は53%で平成27年度は43%となっています。

○県内の新規就業者数は、平成21年度以降増加傾向にあり平成27年度には43人になりましたが、平成29年度には14人に減少しました。直近の令和元年度には22人となっており、平成27年度から令和元年度までの5カ年間では、年平均約25人となっています。

○「緑の雇用」現場技能者育成対策事業や林業就業支援講習会の活用で、県内外の都市部において林業への就業意欲がある人材は一定数存在するものの、賃金や通勤などの就業条件等の問題から定着に課題があります。山村地域における過疎化に歯止めはかかるつたらず、林業労働力の確保は、これから森林環境管理、木材の安定供給を進めていくうえでの大きな課題となっています。



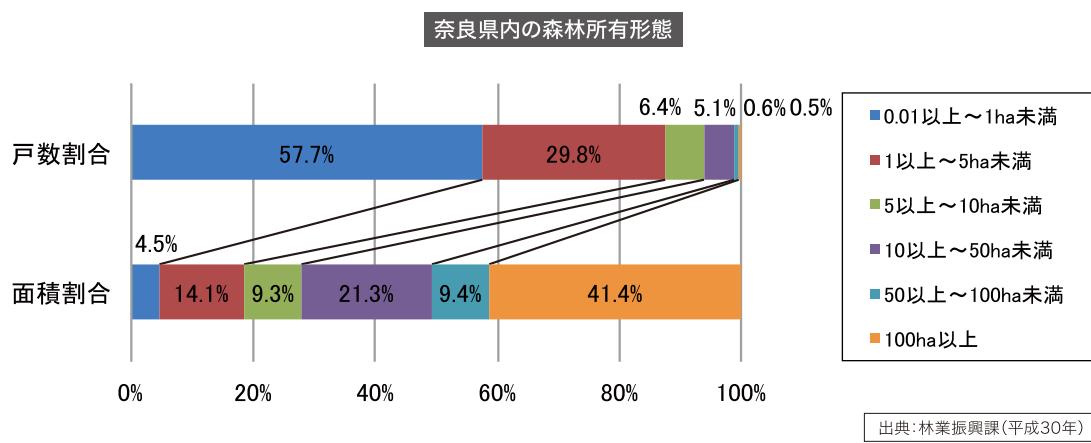
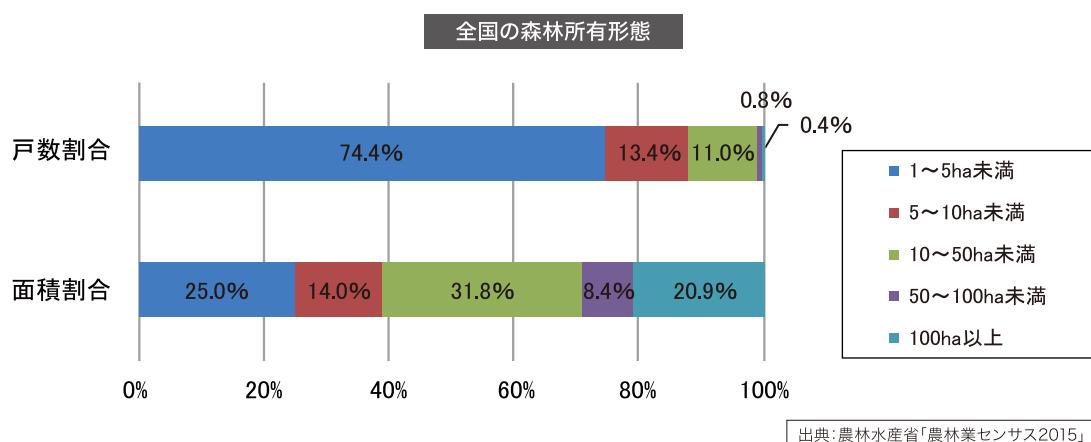
出典:林業振興課

5 小規模な所有形態

○日本の民有林における所有形態は、74.4%が5ha未満の小規模所有者で、50ha以上の大規模所有者は1.2%となっています。

○本県における森林所有形態は、小規模経営(5ha未満)の林家が87.5%を占めており、森林の所在する市町村の他に居住する不在村者の割合も高くなっています。このようなことから、森林所有者の特定ができない、所有境界が不明確な森林が多く存在しています。また、小規模な所有形態は、林業の基盤となる路網整備が遅れたり、伐採搬出作業が非効率となることから、効率的な施業のための集約化が必要とされます。

○平成31年4月に「森林經營管理法」が施行され、「森林經營管理制度」が始まりました。同制度では、森林所有者の森林管理の責務を明確にしたうえで森林所有者が自ら管理できない森林について、地域の実情その他の事情を勘案して、市町村が必要かつ適当であると認める場合には、市町村が經營管理の委託を受けることができ、意欲と能力のある林業事業者へ森林整備を再委託するか、または市町村が直接森林整備を実施することが可能となりました。



6 森林環境に対する意識の高まり

○2015年9月の国連サミットにおいて、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを掲げ、環境保全、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)が採択されました。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しています。

○奈良県森林環境税県民等意識調査(令和元年度実施)においても、「環境問題」や「都市と山村の地域格差」、「過疎問題」への関心が高くなっています。また、企業のCSR活動でも森林分野での様々な取組が広がっています。

○このような傾向にある中で、県としても、森林環境の維持向上が県民の生活や経済活動の安定的な向上に不可欠であることを普及啓発するとともに、森林に求められる4機能(防災・森林資源生産・生物多様性保全・レクリエーション機能)を持続的かつ高度に発揮させるための新たな森林環境管理のしくみを構築・推進する必要があります。

SDGs 17のアイコン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センターWEBサイト

7

公的管理の必要性の高まり

○森林は公益的機能を有し、県民は森林から多くの恩恵を受けていることから、その機能が持続的かつ高度に発揮されることが望まれます。しかし、森林を取り巻く状況は、長引く林業の不振、林業就業者の減少と高齢化の進行などから依然として厳しいものとなっており、森林所有者の林業経営への意欲の低下などから適切に管理されない森林が増加しています。そのため、森林経営を行う意思のない森林所有者に代わり、公的機関が森林を管理する「森林の公的管理」の必要性が高まっています。

○このような状況の中、平成31年4月に「森林經營管理法」が施行され、「森林環境譲与税」が創設されるなど、森林を公的に管理するための体制整備が進んでいます。

さらに、本県独自の取組として、令和2年4月に、「森林と人との恒久的な共生」を目的とした「森と人の共生条例」を施行し、森林の4機能を高度に発揮する新たな森林環境管理制度の導入を進めているところです。

○今後、森林管理を担う人材不足が懸念される中で、森林への公的関与の必要性を視野に入れて、県、市町村、森林組合、林業事業者、出所者支援財団等の多様な主体が連携して、本県にふさわしい森林環境管理を推進することが求められます。

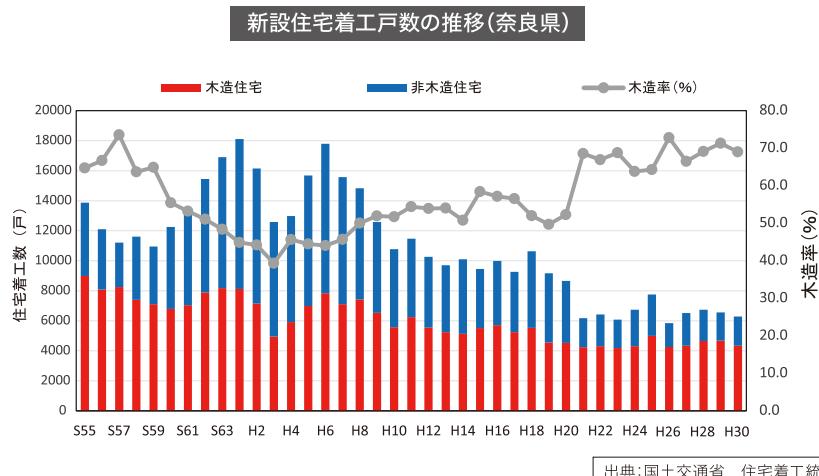
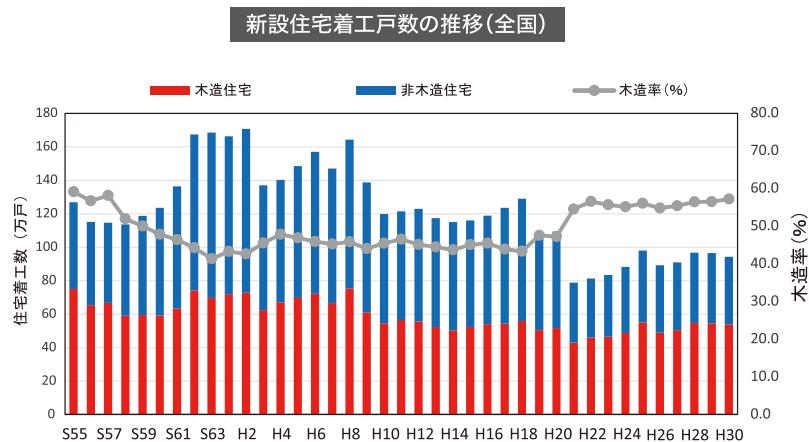
8 住宅着工の減少

○全国の新設住宅着工戸数は、平成2年の170万戸をピークに減少が続き、平成21年にはピーク時の約46%の79万戸まで減少しました。その後はピーク時の約56%の95万戸前後で推移しています。

○本県の新設住宅着工戸数は、平成元年の18千戸をピークに減少が続き、平成26年にはピーク時の約33%の6千戸まで減少しました。その後はピーク時の約36%の65百戸前後で推移しています。

○一方、木造率(住宅着工戸数に占める木造住宅の割合)は、全国、本県とも、平成21年に上昇して以降は、ほぼ横ばいとなっています(全国:55%前後、本県:65%前後)。このように、木造住宅は一定数の需要が見込める事から、引き続き、住宅は県産材需要に大きなウェイトを占める分野になるものと考えられます。

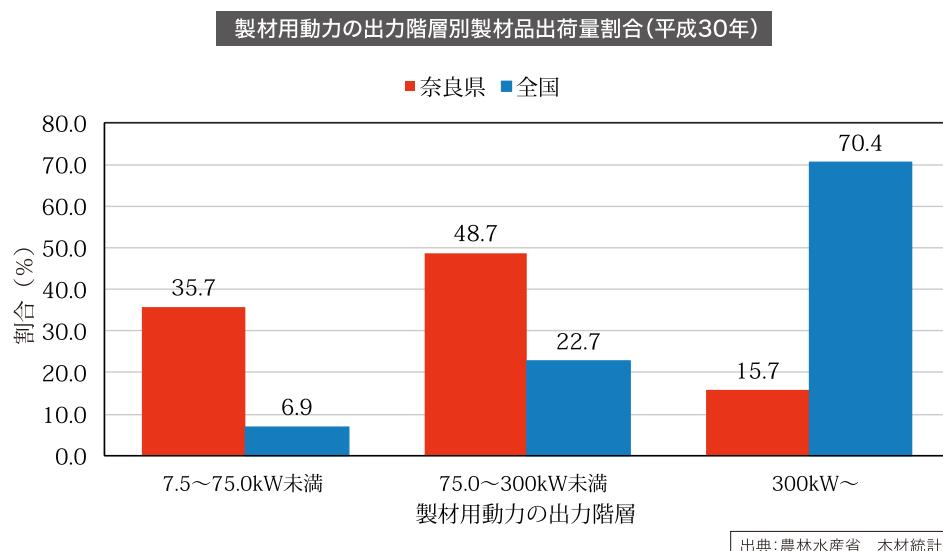
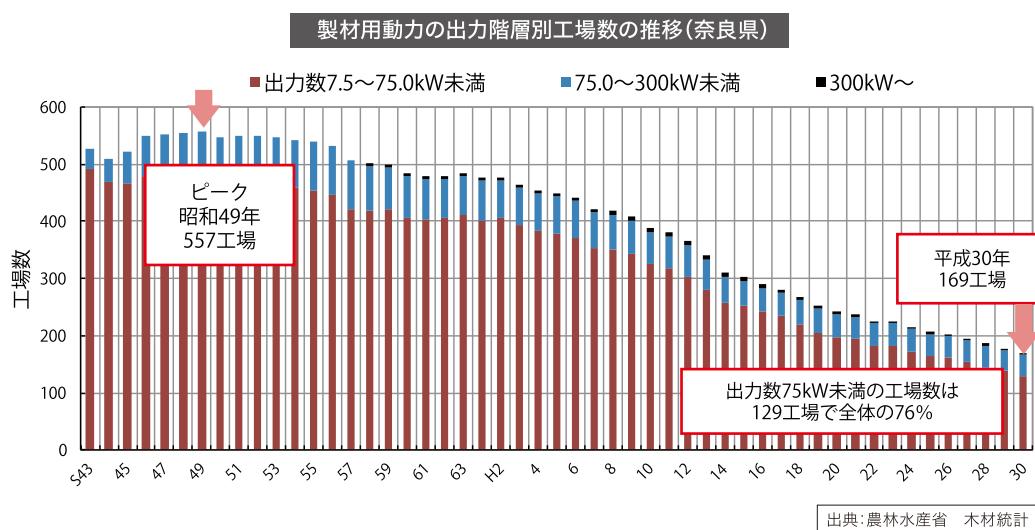
○しかしながら、人口減少が進み、空き家増加問題が指摘される中、今後、新設住宅着工戸数に大きな増加を見込むことはできません。このため、県産材の需要拡大を図るためには、住宅以外の分野や住宅リフォームに対応する製品開発・販路開拓を図る必要があります。



9 製材工場の減少

○全国の製材工場数(集成材工場を除く)は、4,582工場(平成30年)となっており、ピーク時(昭和43年 25,130工場)の18%に減少しています。これに対して、本県の製材工場数の減少割合は、ピーク時の30%(昭和49年:557工場→平成30年:169工場)で、全国に比べると減少割合は小さいものの、数字的に大きな減少となっています。

○本県の製材工場には、年間10万m³以上の製品を取り扱う大規模工場はなく、製材用動力の出力数75kW未満の小規模工場が全体の76%を占めています。製材工場の製材用動力の出力階層別製材品出荷量割合(平成30年)は、本県の場合、出力数75kW未満の小規模工場が全体出荷量の約36%を占め、全国ベースの約7%よりも大きな割合となっています。また、出力数300kW以上の大規模工場が出荷する製材品は約16%で、全国ベースの約70%よりも大幅に少なくなっています。このように、全国では、製材は大規模工場に集中していますが、本県では、多数の小規模工場が製材を担う産業構造となっています。

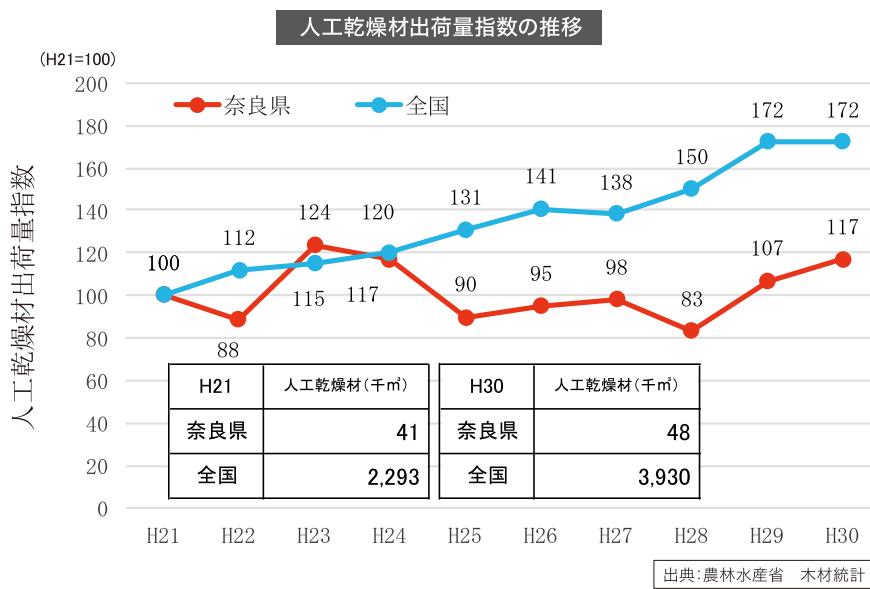
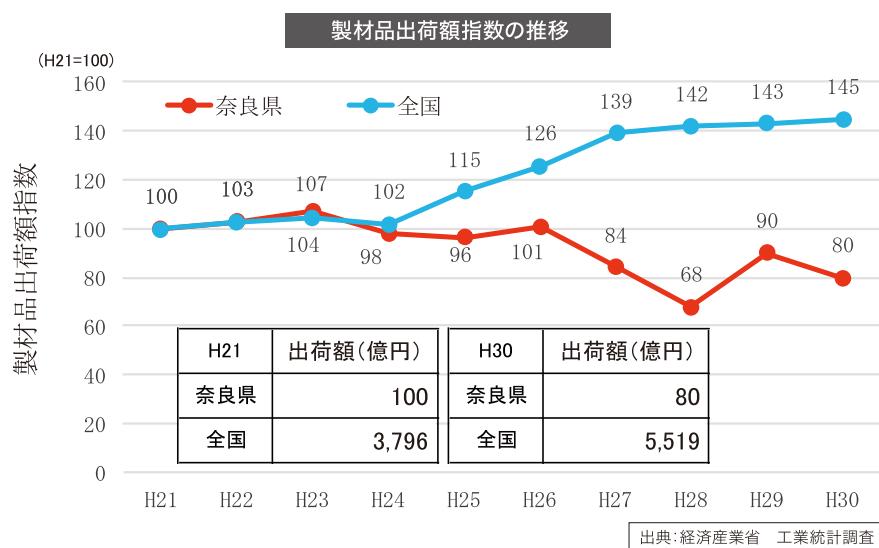


10 製材品出荷額の減少

○全国の製材品出荷額は、平成21年以降、緩やかに増加し、平成30年は平成21年の約1.5倍にあたる5,519億円となっています。これは、住宅部材として、品質・性能の確かな付加価値の高い人工乾燥材が、平成30年では、平成21年の約1.7倍の量が出荷されるなど、単価の高い製材品の需要が全国的に大きく増加したことによると考えられます。

○本県の製材品出荷額は、平成21年以降、緩やかに減少し、平成30年は平成21年の0.8倍にあたる80億円であり、2割の減少となっています。この原因として、平成30年の人工乾燥材の出荷量が、平成21年に比べて約1.2倍に留まり、付加価値の高い人工乾燥材出荷額が、全出荷額を伸ばすまでには至っていないことによると考えられます。

○今後、本県の木材産業の活性化には、人工乾燥材などの付加価値の高い競争力のある製材品の供給量を伸ばすことが求められます。



11 木材利用に対する意識の高まり

○令和元年10月に内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、様々な建物や製品に木材を利用すべきかとの問い合わせ、「利用すべきである」と回答した人の割合は約90%でした。その理由として、「触れた時に温もりが感じられるため」「気持ちが落ち着くため」を挙げた人が約6割を占め、木材利用に対する好感度の高さが推測されます。

○また、木材が利用されることを期待する施設としては、「保育所や学校などの保育施設・教育施設」が最も多く約76%、次に「病院や老人ホームなどの医療・福祉施設」が52%となつたほか、「宿泊施設」や「スポーツ・社会教育施設」はいずれも4割以上となっています。

○このように、木材利用に対する意識が高まっている中、多くの人々が木材の利用を望む教育施設をはじめとする公共建築物や非住宅分野での県産材利用など、都市部での展開を視野に県産材の利用拡大を図ることにより、森林整備を源とする経済の好循環が生まれ、都市住民の森林・林業に関する理解の醸成が進むことも期待できます。

森林と生活に関する世論調査結果

問) 様々な建物や製品に木材を利用すべきだと思いますか。

回答	・利用すべきである	88.9%
	(内訳) 利用すべきである	53.8%
	どちらかといえば利用すべきである	35.2%
	・利用すべきでない	7.7%
	(内訳) どちらかと言えば利用すべきでない	5.9%
	あまり利用すべきでない	1.8%

問) どのような施設に木材が利用されることを期待しますか。(複数回答)

回答	・保育所などの保育施設や幼稚園、小・中学校などの教育施設	75.6%
	・病院などの医療施設や老人ホームなどの福祉施設	52.0%
	・旅館・ホテルなどの宿泊施設	49.5%
	・公園のスポーツ施設、図書館、公民館などの社会教育施設	43.7%

出典:内閣府 「森林と生活に関する世論調査」(令和元年10月)